

資料編 參 考 資 料



関市母子保健連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 母子保健事業の市町村委譲に伴い、円滑かつ効果的な母子保健事業を推進するため、医療、福祉、教育、保健関係者が連携して、多様化するニーズに的確に対応したきめ細やかな施策を行うため、関市母子保健連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 連絡協議会は、以下の事業を行う。

- (1) 関市の母子保健事業の問題点・課題及び対応策の検討
- (2) 母子保健計画の立案及び策定
- (3) その他連絡協議会の目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 連絡協議会の委員は、別表1に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱、又は命ずるものとする。

2 別にワーキンググループを置き別表2に掲げる者をもって構成し、第2条について調査・研究し連絡協議会に提言するものとする。

3 連絡協議会には、会長1名、副会長2名を置く。会長・副会長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 会長は、連絡協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、また、欠けたときはその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 連絡協議会は必要に応じて会長が招集する。

2 連絡協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第7条 連絡協議会の事務局は、関市保健センターに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は平成8年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成17年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成19年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

別表1

関市母子保健連絡協議会委員
武儀医師会会長
関歯科医師会会長
関保健所長
岐阜医療科学大学准教授
関市健康づくり食生活改善推進協議会代表
関市主任児童委員代表
教育委員会事務局長
市民環境部長

別表2

ワーキンググループ委員
関保健所健康増進課職員
生涯学習課職員
学校教育課職員
福祉政策課職員
子ども家庭課職員
養護訓練センター職員
保育園園長代表
養護教諭代表

関市母子保健連絡協議会委員名簿

関市母子保健連絡協議会委員

役 職	委 員 名
武儀 医師会会長	川村 秀和
関歯科医師会会長	亀山 正道
関保健所長	出口 一樹
岐阜医療科学大学准教授	橋本 広子
関市健康づくり食生活改善推進協議会代表	船戸 きよみ
関市主任児童委員代表	山崎 由紀子
教育委員会事務局長	平田 尚
市民環境部長	山田 純男

関市母子保健連絡協議会ワーキンググループ委員

役 職	委 員 名
関保健所健康増進課職員	奥村 朋子
生涯学習課職員	早矢仕 未央
学校教育課職員	宇佐見 雅子
福祉政策課職員	成瀬 絵美
子ども家庭課職員	森 秀子
養護訓練センター職員	岩松 朋美
保育園園長代表	打田 孝子
養護教諭代表	伊佐地 紀久子
養護教諭代表	西部 由美

<事務局>

関市保健センター所長 中島 好子

母子担当 中林直美・可児京子・柴山美保・長屋美香・山本望未・奥田知帆
矢頭知世・井上裕子・杉山大恵・遠藤彩乃・大野菜月

用語説明

あ行

◆赤ちゃんふれあい体験教室

市内中学3年生を対象にした思春期教室。命の大切さや子育てについて学ぶことを目的とし、乳幼児とその親と中学生が交流する事業。学校と保健センターが連携し、中学校の授業の一環として実施するもの。

◆エジンバラ質問票

産後うつのスクリーニングとして行うもので、自己記入式の質問票。関市では、赤ちゃん訪問で実施し、母の支援に活用している。

か行

◆学校保健安全委員会

子どもたちが生涯を通じて、自ら健康で安全な生活を送ることができる力を身につけるため、児童生徒の健康問題について協議し、健康づくりを推進する組織。学校とその地域の関係機関により構成される。校区ごとに組織される。

◆学校保健会

学校保健の充実向上につとめ、その教育等諸施策に協力して、児童生徒の福祉を増進することを目的として設立された団体。校長、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主事、養護教諭、PTA代表、栄養教諭・学校栄養職員、保健センター職員、その他学校保健関係者により構成される。

◆環境整備の指標

健康行動の指標の改善に向けた支援体制の整備に関する指標。

◆健康行動の指標

健康を促進、又は阻害する個人の行動に関する指標。

◆健康水準の指標

目標に向けた全体的な評価指標。「健康行動の指標」の改善の結果を示すもの。

◆子育て支援スタッフ派遣事業

家庭へ育児や家事に精通したスタッフを派遣し、育児や家事の支援、アドバイスを行うもの。関市内に住所を有し、出産予定日が6週以内の者及び0歳から5歳までの乳幼児を持つ者が利用できる。

さ行

◆参考とする指標

目標を設定しない又は、目標を含めた指標化は難しいが、継続して経過を見ていく必要があるもの。

◆しあわせヘルスプラン

第2次健康せき21計画(2014～2023)の通称名。市民の健康づくり運動のさらなる推進を図るとともに、市民の健康課題と、社会状況の変化や地域特性からみられる新たな健康課題に対応していくための健康づくり計画。

◆歯周病

歯を支える周りの組織の病気のこと。歯周病は、初期の歯肉炎(歯ぐきに炎症が起きたもの)と、炎症がさらに進んで歯を支える骨にまで及んだ歯周炎がある。歯周病を進行させる要因には、たばこ、ストレス、食生活などによる抵抗力の低下などが挙げられる。

◆思春期やせ

思春期の子どもに発症する摂食障がいのこと。これは心の病の一つで、勉強や部活の中で味わった挫折、進路の迷いや人間関係など、本人が抱えている大きなストレスや挫折感からの逃避が原因で発症する。

◆児童健康教室

学校保健会が主催する健康な体づくりのための生活習慣を身につけるための体験型教室。肥満傾向がみられる小学4年生以上の児童とその親が対象。

◆受動喫煙

自分の意志とは無関係に、たばこを吸っている人の副流煙を浴びせられている状態のこと。たばことは多種多様な毒性成分が含まれているが、主流煙と副流煙では、副流煙の方が毒性成分の濃度が高く、受動喫煙は能動喫煙よりも危険性が高いとされている。

◆食育

さまざまな食の経験を通して、子どもは知育・德育・体育の基礎づくりとして、成人にとつては生活習慣病予防と健康づくりのための知識と実践方法を学び、豊かな人間性を育み、生涯にわたって健全な食生活が実践できるよう、「食の知識」と「食を選択する力」を身につけること。

◆食育基本計画

食育を通じ、生涯にわたって健康な心と体を保ち、豊かな人間性を育むことを実現するための国民運動として制定されたもの。

◆食育ボランティア

ヘルスメイトの項を参照。

◆進行管理会議

家庭児童相談室、保健センター、中濃子ども相談センターにより、要支援家庭の支援のための連絡調整を目的とするもの。

◆心理面接

小児の心理発達に関する相談の場として、月1回実施。心理相談員が面接を行い、その後の対応や支援策を具体的に相談できるもの。

◆すくすく教室

1歳6か月児健診後から、入園前までの児とその親を対象とした親子遊びの教室。親子遊びを通して、養育環境の変容と児の発達を促すもの。また、育児不安解消のため、親同士の交流を図る。関市保健センターと武芸川保健センターで実施している。

◆すくすくらんど

旧関市内の小学校区毎に開催されるもので、その地域に住む妊婦、未就園の子とその親が参加できる行事。地域ボランティアや主任児童委員が主体となり、運動会やクリスマス会などのイベント、交流会などを開催している。

◆スクールカウンセラー

学校において、いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。臨床心理士などが従事する。

◆スマイルピーンズ

出生体重が2000g未満の児とその親を対象とした関市の未熟児支援教室。親が低出生体重児の発育発達について学び、親の育児不安の軽減を目的とし、親子遊びや交流を行っているもの。

◆性感染症

性行為などにより感染する病気のこと。性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウィルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒などがある。

◆生殖医療

体外受精をはじめとする不妊治療法のこと。そのほか、胚受精、顕微授精、凍結胚・融解移植などがある。

◆精神疾患

外因性あるいは内因性によるストレス等から脳の機能的・器質的障害を起こすことによって引き起こされる疾患有いう。統合失調症、気分障害（うつ病等）、神経症性障害（不安障害等）、器質性精神障害など。

◆関市要保護児童対策地域協議会

地域の関係機関等が要支援家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくためのもの。

◆せきっこすくすくなび

子育てに役立つ行政情報をはじめ、診療科目や接種可能な予防接種がわかる医療機関ガイド、発達・発育マップなどを掲載したもの。

た行 ・・・・・・・

◆低出生体重児

2500g未満で出生した乳児のこと。

◆てらっこ（多世代憩いの広場）

お寺を活用した広場、多世代が集うイベントの開催をするもの。地域団体が連携して運営しており、平成26年度は関善光寺、武芸川恵利寺の2か所で開催。

◆特定不妊治療費助成事業

子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、治療受けている方を対象に、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要した費用の一部を助成するもの。

◆とんてん館

関市シルバー人材センターが、中心市街地活性化を目的に親子三世代交流、会員、市民の交流の場として、開館しているもの。館内では、子育て支援事業、会員手作りの小物展示販売や、コーヒー等のセルフサービスを行うほか、パンや手作り野菜の販売も行っている。

な行 ・・・・・・・

◆乳幼児学級

生涯学習課が開講しているもので、母親自身が主体的に学級の企画、運営を行っているもの。母親同士の交流の場、情報交換の場となっている。

◆妊娠高血圧症候群

妊娠20週から出産後12週までに高血圧が現れる、または高血圧に蛋白尿をともなって現れる妊娠婦特有の病気のこと。以前は「妊娠中毒症」と呼ばれていたもの。

は行 ・・・・・・・

◆発達障がい

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障がいのこと。

◆ファミリー・サポート・センター

育児の支援を受けたい人と支援をしたい人が会員となり、日常生活においての育児サポートをすることにより、安心して子どもを生み育てることができる環境作りを目的とした会員組織のこと。保育施設の開業時間外に子供を預かったり、保育施設等へ子どもを送迎するなど、会員同士の相互援助活動を行っている。

◆母と子の健康サポート支援事業

児のすこやかな成長と、妊娠婦の健康の保持増進、出産後の虐待の予防を目的とし、医療機関と市町村が連携強化する支援体制として、岐阜県が実施する事業。

◆父子手帳

父親向けの育児啓発冊子。妊娠から出産までの母体の変化や父親の子育てへの関わり方、育児の基礎知識など子育てに必要な知識が幅広く掲載している。

◆フッ化物塗布

むし歯予防のために、歯にフッ化物を塗ること。主に幼児期に実施される。フッ化物がむし歯予防に有効な理由として、①歯の構造を強くする（歯質の改善）、②歯の表面を修復する（再石灰化）、③むし歯菌の酸の産生及び歯垢の形成の抑制といった働きがあげられる。

◆ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が絵本を介して、心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。1歳児健康相談において、絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックをプレゼントするとともに、読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせを行う。

◆プレママ教室

母子健康手帳交付に参加した方に対し実施する子育て教室。妊娠中の栄養、口腔ケアなどの生活についての指導を実施している。

◆分煙

受動喫煙の害を排除・減少させるために、喫煙場所と非喫煙場所を分割（分煙）する環境づくりのこと。

◆ヘルスメイト（健康づくり食生活改善推進員）

食を通した健康づくりのボランティア。健康新聞教室で学んだ栄養や運動に関する知識をもとに、地域住民の健康づくりのため活動する。市内14支部あり、その活動には夏休みのおやこ食育教室などがある。

◆保健指導のポイント

乳幼児健診・相談における保健指導の際に、全ての保健師が一定の基準に沿って児を支援するために、作成した共通のフローチャートのこと。

◆母性健康管理指導事項連絡カード

仕事をもつ妊産婦が医師等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容が事業主の方に正確に伝えられるようにするために利用するもの。女性労働者からこのカードが提出された場合、事業主は記載内容に応じた措置を講じる必要がある。

ま行 ・・・・・・・

◆マイソポーター制度

児童生徒が自ら選んだ先生（マイソポーター）に、いつでも気軽に相談できる体制のこと。関市学校教育委員会の関市学校夢プランにおける、いじめ対策のための取り組み。

◆未熟児

身体の発育が未熟なまま出生した乳児の総称。

◆未熟児養育医療給付事業

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行うもの。

◆民生委員、主任児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。民生委員は児童委員を兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う役割もある。また、「主任児童委員」とは、児童委員の中でも児童に関する仕事を専門的に担当するもの。

や行 ・・・・・・・・

◆揺さぶられ症候群

乳幼児が激しく揺さぶられることによって、脳の損傷による重大な障害を負うことや、場合によっては命を落すことの総称。生後 2 ~ 3 ヶ月に発生率のピークがある。虐待による死亡事例の原因の第 1 位。

◆要支援家庭

保護者の状況、子どもの状況、養育環境に何らかの問題を抱え、それを放置することで養育が困難な状態に陥る可能性がある家庭のこと。

◆要支援妊産婦

若年である、精神疾患の既往がある、支援者や相談者がいないなどの状況があり、それを放置することで妊娠、出産、育児が困難な状態に陥る可能性がある妊産婦のこと。

D ・・・・・・・・

◆DV

ドメスティックバイオレンス（家庭内暴力）。配偶者間、パートナー間の暴力のこと。